

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

様式集及び記載要領

平成 29 年 10 月

国土交通省四国地方整備局

1. 第一次審査に関する提出書類

分類	項目	様式	No.	枚数制限	用紙サイズ [※]
1) 入札参加表明書の提出書類	入札参加表明書	指定	1-1	適宜	A4
	グループ構成表	指定	1-2	適宜	A4
	委任状（構成企業→代表企業）	指定	1-3	適宜	A4
2) 第一次審査提出書類	競争参加資格確認申請書	指定	2-1	1	A4
	設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	指定	2-2	適宜	A4
	配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等	指定	2-3	適宜	A4
	工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	指定	2-4	適宜	A4
	配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等	指定	2-5	適宜	A4
	工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	指定	2-6	適宜	A4
	維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	指定	2-7	適宜	A4
	添付資料提出確認書	指定	2-8	1	A4

※各提出書類の提出方法、受付期間等の詳細は、入札説明書を参照すること

2. 第二次審査に関する提出書類

分類	項目	様式	No.	枚数 制限	用紙 サイズ	
3) 第二次審査提出書	第二次審査提出書類提出書	指定	A-1	1	A4	
	グループ構成表	指定	A-2	なし	A4	
	委任状（代表企業）	指定	A-3	1	A4	
	入札書	指定	A-4	1	A4	
	要求水準書及び添付資料に関する確認書	指定	A-5	1	A4	
提案書	1. 事業の実 施方針及 び実施体 制	事業実施方針・体制 ①事業を実施する上での目標・重視する点 及び事業全体のマネジメント方策：1枚	指定	B-1	1	A4
		②各企業の専門性や実績等に応じたリスク 分担：1枚	指定	B-2	1	A4
	2. 資金調達 及び収支 計画	資金調達計画 ①資金調達・償還計画：1枚 ②予備的資金の確保、資金不足時の対応：1 枚	指定	B-3	2	A4
		資金調達計画書	指定	B-3-①	2	A4
		事業費の支払計画	指定	B-3-②	3	A4
		資金収支計画	指定	B-3-③	1	A3
		初期投資計画	指定	B-3-④	1	A3
		事業費内訳書	指定	B-3-⑤	適宜	A3
		工事費内訳書	指定	B-3-⑥	適宜	A4
		歩掛見積書	指定	B-3-⑦	適宜	A4
	3. 設計業務 に関する 事項	財務・資金管理計画 ①事業内容に応じた財務・資金管理手法：1 枚 ②事業安定性確保のための財務上のモニタ リング方策：1枚	指定	B-4	2	A4
		事前準備について ①既存地下占用物件・支障物件の調査方 法：1枚 ②家屋や地下水利用者の調査方法：1枚	共通	C-1	2	A4
		関係者との調整 ①入線者との調整方法：1枚 ②その他の行政機関との調整方法：1枚	共通	C-2	2	A4
	4. 工事業務 に関する 事項	設計にあたって ①良好な道路空間形成の検討 ②適切な工程管理の検討 ③適切な設計・照査体制の確立 ④維持管理コスト縮減と維持管理の容易さ を考慮した設計	共通	C-3	4	A4
		事前準備について ①適切な施工計画の作成：1枚 ②沿線関係者への配慮（周知等）に関する 方策：1枚	共通	D-1	2	A4

		関係者との調整 ①関係機関（道路管理者等）との調整方法：1枚 ②施工時の沿線住民との工事調整方法：1枚	共通	D-2	2	A4
		工事にあたって ①品質確保の方策：1枚 ②交通規制への安全確保・渋滞対策：1枚	共通	D-3	2	A4
	5. 維持管理業務に関する事項	点検・補修について ①日常点検・補修 ②非常時・災害時の対応	共通	E-1	1	A4
		調整業務について ①入線等の調整方法 ②既存占用物件等の調整方法	共通	E-3	1	A4
	6. 事業スケジュール	事業スケジュール表	指定	F-1	1	A3
				F-2	1	A4
基礎審査項目チェックシート			指定	G-1	適宜	A4

3. その他

分類	項目	様式	No.	枚数制限	用紙サイズ
4) 貸与資料申込時の提出書類	守秘義務の遵守に関する誓約書	共通	3-1	2	A4
	貸与資料申込書	共通	3-2	1	A4
	破棄義務の遵守に関する報告書	共通	3-3	1	A4
5) 入札説明書等に関する質問提出時の提出書類	質問書	共通	3-4	1	A4
	入札説明書に関する質問書	共通	3-5	適宜	A4
	事業契約書（案）に関する質問書	共通	3-6	適宜	A4
	要求水準書に関する質問書	共通	3-7	適宜	A4
	様式集及び記載要領に関する質問書	共通	3-8	適宜	A4
	事業者選定基準に関する質問書	共通	3-9	適宜	A4
	基本協定書（案）に関する質問書	共通	3-10	適宜	A4
6) 入札辞退時等の提出書類	入札辞退届	共通	3-11	1	A4
	構成企業等変更届	共通	3-12	1	A4

4. 提出書類の記載要領

1) 作成上の留意点

① 記載内容全般

- ・ 本記載要領に枚数の指定があるものは、それに従うこと。記載のない様式については枚数を制限しないものとする。
- ・ 本記載要領に様式の指定があるものは、それに従うこと。

② 様式等

- ・ 使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4 判縦長横書き片面とすること。
- ・ 各提出書類等に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とすること。

③ 編集方法

- ・ 提出書類等の 1 項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。
例) 1/2

2) 各提出書類

(1) 第二次審査に関する提出書類

- ・ 第一次審査に関する提出書類は、以下の書類を A4 判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には応募企業又は応募グループ（以下「応募者」という）の名称、事業名、書類名を表記のうえ 1 部提出すること。

① 入札参加表明の提出書類

- ・ 入札参加表明にあたっては様式 1-1～様式 1-3 を作成し、各 1 部提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式 1-3 の作成を必要としない。

② 競争参加資格確認申請時の提出書類

- ・ 様式 2-1～様式 2-7 に加えて、様式 2-8 の添付資料 I～XI を提出すること。
- ・ 様式 2-8 の添付資料 I～XI は、まとめてファイルに綴じ、表紙及び背表紙には応募企業名又は代表企業名を明記すること。

(2) 第二次審査に関する提出書類

- ・ 各書類の表紙の左上に通し番号（正・副の別、及び正本分は 1/16、副本分は 2/16～16/16）を記載すること。
- ・ 提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなどの工夫を施すこと。また、本様式の記載内容に関係して、他の様式、図面等により詳細な内容を示している場合は、その箇所を分かりやすく示すこと。
- ・ 各書類の所定の欄に、提案受付番号を記載すること。

① 第二次審査提出書

- ・ 様式 A-1～様式 A-3、様式 A-5 については、正・副各 1 部、計 2 部を正・副毎に纏めて提出すること。
- ・ 様式 A-4、様式 B-3-②、様式 B-3-②別表については、封筒に入れ密封し、封筒の表書には事業名、書類名、応募者名を表記の上、1 部提出すること。

② 提案書

- ・ それぞれ A4 判縦長（A3 判指定の様式は横折込）左綴じとし、正本 1 部、副本 15 部、合計 16 部を提出すること。
- ・ それぞれのファイルの表紙及び背表紙には、事業名、書類名・分類名、応募者名及び通し番号（正・副の別、及び正本分には 1/16、副本分には 2/16～16/16）を記載すること。

- ・ 提案書の項目ごとにインデックスを付けること。
- ・ 提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(G-1)を添付すること。
- ・ なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募者名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。
- ・ 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上に設定すること。

③ その他

- ・ 提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。なお、当該CD-Rには、事業名、応募者名、保存されている書類名及び項目を明記すること。ただし、様式A-4、様式B-3-②、様式B-3-②別表は除く。

(3) その他

④ 貸与資料申込時の提出書類

- ・ 貸与資料申込時の提出書類を作成する際には、様式3-1及び様式3-2をまとめて1部提出すること。なお、応募グループを構成する場合は、企業毎に書類を提出すること。

⑤ 入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

- ・ 入札説明書等に関する質問提出時の提出方法等については、入札説明書を参照のうえ、様式3-4～様式3-10を作成し、提出すること。様式3-5～様式3-10についてはMicrosoft Excelを使用すること。

⑥ 入札辞退時等の提出書類

- ・ 入札辞退時は様式3-11を1部提出すること。
- ・ 構成員等変更の場合は様式3-12を1部提出すること。

1) 入札参加表明書の提出書類

(様式1-1)

平成 年 月 日

入札参加表明書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]
所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」に係る一般競争入札に参加することを表明します。

グループ構成表

応募企業 又は 代表企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者 氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割] ※本事業における役割（グループにおける役割等）を簡潔に示して下さい。
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者 氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割]
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者 氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割]

- 注) 1. 単独企業での応募（応募企業）の場合も提出して下さい。
2. 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。

委任状（構成企業→代表企業）

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印

注) 1. 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。

私達は、下記の企業をグループの代表企業とし、「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」に関し、下記の権限を委託します。

受任者	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
受任事項	1. 入札参加表明に関する件 2. 競争参加資格確認申請に関する件 3. 入札辞退及び構成企業等変更に関する件 4. 入札に関する件 5. 復代理人の選任に関する件

2) 第一次審查提出書類

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]
所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

平成 29 年 10 月 31 日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業」に係る一般競争入札について確認されたく、必要な資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること、また、様式 1-2 に記す各企業は入札説明書に定められた参加資格をみたしていること及び提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

[問い合わせ先（申請書）]

担 当 者：〇〇 〇〇

部 署：〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号：(代表) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇〇)

F A X：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail：

設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

設計業務を行う
企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 四国地方整備局における平成 29・30 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成 19 年 4 月 1 日以降公示日までに完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業発注による電線共同溝の実施（詳細）設計業務又は電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務の実績（発注者から直接請け負った者として実施した業務。共同企業体の構成企業としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
3. 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務の実績を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
4. 平成 14 年 4 月 1 日以降に発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として、以下の要件を満たす同種工事の施工実績（共同企業体の構成企業としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型 JV（異工種 JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成企業が施工を行った分担工事の実績であること。）を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - ① 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、電線共同溝若しくは情報ボックス工事を施工し、かつ当該工事において交通規制を実施した実績。
 - 主として設計に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文 1. 2. 3. 4 の順に整理してください。
 - 2. 及び 3. を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2. の業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあつては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めないものとします。
 - 4. を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあつては、評定点が 65 点未満のものは、実績として認めないものとします。

配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等

参加資格要件	<p>次に掲げるいずれかの資格を満たす管理技術者を配置できること。</p> <p>ア 管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、建設部門：道路）</p> <p style="margin-left: 20px;">b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路一業務：計画・調査・設計）</p> <p style="margin-left: 20px;">c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）（設計）</p> <p>イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成19年4月1日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務 ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務 <p>ウ 上記ア及びイについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p> <p>上記のイの実績として挙げた業務実績が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。</p>	
	配置予定管理技術者の氏名	
	上記の者の資格及び登録番号	〇〇〇〇（取得年月日：〇年〇月〇日）
	上記の者を雇用する企業名	
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業 ・ 協力企業（いずれかを囲むこと）
	上記企業の登録資格番号	〇〇〇〇（登録年月日：〇年〇月〇日）
	長期休暇期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。
設計業務実績の内容※	業務名称	〇〇〇〇業務（TECRIS 登録番号）
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	計画地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	最終契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	業務工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
	受注形態	・ 単独 ・ 共同企業体（ ）
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	対象施設	電線共同溝、道路（舗装、植栽、付属施設）、道路付属物（道路照明、道路標識）、等
	延長	〇〇〇〇m
	主な共同溝占有者	電力会社、通信会社、CATV 等
	評定点	

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

工事業務を行う
企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 四国地方整備局における平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」又は「B 等級」に認定されている者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成 14 年 4 月 1 日以降に元請けとして、以下の要件を満たす同種工事の施工実績（共同企業体の構成企業としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、乙型 JV（異工種 JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成企業が施工を行った分担工事の実績であること。）を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - ① 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、電線共同溝若しくは情報ボックス工事を施工し、かつ当該工事において交通規制を実施した実績。
3. 既存ストックを活用する工事を行う場合、四国地方整備局における平成 29・30 年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることに加え、以下のいずれかの条件を満足していることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - ① 建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が 1,000 点以上を有すること。
 - ② 既存ストック所有者より業務委託受注の実績のある会社であること。なお、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
4. 平成 19 年 4 月 1 日以降公示日までに完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業発注による電線共同溝の実施（詳細）設計業務又は電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務の実績（発注者から直接請け負った者として実施した業務。共同企業体の構成企業としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - 主として工事に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文 1. 2. 3. 4. の順に整理してください。
 - 2. 及び 3. を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2. の業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満のものは、実績として認めないものとします。
 - 4. を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めないものとします。

配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等

参加資格要件	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）を当該事業に専任で配置できること。</p> <p>ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士の資格を有する者 ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 <p>イ 平成14年4月1日以降に、元請けとして同種工事（前頁2.に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成企業としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成企業が施工を行った分担工事の実績であること。）。</p> <p>なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものは、実績として認めない。</p> <p>ウ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。</p> <p>エ 配置予定技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。</p> <p>オ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>カ 上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>
配置予定技術者の従事役職 ・氏名	主任（又は監理）技術者〇〇〇〇
法令による資格・免許	1級土木施工管理技士（取得年月日及び登録番号） 1級建設機械施工技士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格者証（交付年・交付番号及び有効期限） 監理技術者講習修了証（交付年・交付番号及び有効期限）

上記の者を雇用する企業名																											
上記の企業が分担する工事種別	・〇〇工事																										
上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業 ・ 協力企業(いずれかを囲むこと)																										
長期休暇期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める工事経験の期間に長期休暇期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。																										
工事 経験 の 概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">工事名称</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇〇工事(CORINS 登録番号)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工事の発注者名</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工事の受注者名</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施工場所</td> <td style="padding: 2px;">〇〇県〇〇市〇〇町〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">最終請負金額</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工 期</td> <td style="padding: 2px;">平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受注形態</td> <td style="padding: 2px;">・ 単独 ・ 甲型共同企業体(出資比率〇〇%) ・ 乙型共同企業体</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事役職</td> <td style="padding: 2px;">・ 現場代理人 ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">整備対象施設</td> <td style="padding: 2px;">電線共同溝、道路（舗装、植栽、付属施設）、道路付属物（道路照明、道路標識）等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規 模</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇〇m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主な共同溝占用户</td> <td style="padding: 2px;">電力会社、通信会社、CATV 等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工事種別</td> <td style="padding: 2px;">・〇〇工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">評定点</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	工事名称	〇〇〇〇工事(CORINS 登録番号)	工事の発注者名	〇〇〇〇	工事の受注者名	〇〇〇〇	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	最終請負金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	工 期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	受注形態	・ 単独 ・ 甲型共同企業体(出資比率〇〇%) ・ 乙型共同企業体	従事役職	・ 現場代理人 ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他 ()	整備対象施設	電線共同溝、道路（舗装、植栽、付属施設）、道路付属物（道路照明、道路標識）等	規 模	〇〇〇〇m	主な共同溝占用户	電力会社、通信会社、CATV 等	工事種別	・〇〇工事	評定点	
工事名称	〇〇〇〇工事(CORINS 登録番号)																										
工事の発注者名	〇〇〇〇																										
工事の受注者名	〇〇〇〇																										
施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇																										
最終請負金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円																										
工 期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日																										
受注形態	・ 単独 ・ 甲型共同企業体(出資比率〇〇%) ・ 乙型共同企業体																										
従事役職	・ 現場代理人 ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他 ()																										
整備対象施設	電線共同溝、道路（舗装、植栽、付属施設）、道路付属物（道路照明、道路標識）等																										
規 模	〇〇〇〇m																										
主な共同溝占用户	電力会社、通信会社、CATV 等																										
工事種別	・〇〇工事																										
評定点																											

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

(様式 2-6)

工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

工事監理業務を行う
企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 四国地方整備局における平成 29・30 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成 14 年 4 月 1 日以降に元請けとして、同種工事の工事監督を支援した実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - 主として工事監理に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文 1. 2. の順に整理してください。
 - 2. を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めないものとします。

(様式 2-7)

維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

維持管理業務を行う
企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 四国地方整備局における平成 29・30 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
3. 四国地方整備局における平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に係る「A 等級」又は「B 等級」若しくは「維持修繕」に認定されている者であることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
 - 主として維持管理に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文 1. 2. 3. の順に整理してください。
 - 2. を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。

添付資料提出確認書

企業名				
添付書類		部数	応募者 確認	四国整備局 確認
I	会社概要（パンフレット等）			
II	企業単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書（直近3箇年）			
III	連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近3箇年）			
IV	会社定款（直近のものに原本証明を添付すること）			
V	印鑑証明書（入札公告日以降に交付されたこと）			
VI	使用印鑑届			
VII	法人税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年）			
VIII	消費税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年）			
IX	商業登記簿謄本（入札公告日以降に交付されたこと、直近の履歴事項全部証明書原本）			
X	競争参加資格審査の等級等を証する書類の写し			
XI	業務実績及び有資格者を証明できる資料 （契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写し等）			

- 注) 1. 代表企業、構成企業及び協力企業毎に本様式を使用し、提出して下さい。
2. 必要書類が揃っていることを確認した上で、「応募者確認」欄に「○」をつけて下さい。

3) 第二次審查資料提出書

(様式A-1)

平成 年 月 日

第二次審査資料提出書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」について、
入札説明書に基づき、必要書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

[応募企業又は応募グループの代表企業]
所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

グループ構成表

応募企業 又は 代表企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者 氏名 所属 電話 メールアドレス ファックス
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者 氏名 所属 電話 メールアドレス ファックス
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者 氏名 所属 電話 メールアドレス ファックス

- 注) 1. 単独企業での応募（応募企業）の場合も提出して下さい。
2. 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成して下さい。

(様式A-3)

平成 年 月 日

委任状（代表企業）

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

私は、受任者 住所
氏名
を代理人と定め、

印

「東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業」に関し、下記の権限を委任します。

【委 任 者】

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

記

1. 入札に関する件

以上

◆備考：本様式は、代表企業の代表取締役から支店長等への委任状です。

入札書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」について、以下のとおり入札価格を提出します。

入札価格

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

-
- 注) 1. 入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
2. 金額は、1桁に1時ずつアラビア数字で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
3. 入札書は、事業名、書類名、及び応募者名を記載した封筒に、様式B-3-②、様式B-3-②別表とともに封入して提出すること。
4. 事業費の支払計画 (B-3-②) の※2の額を転記すること。

要求水準書及び添付資料に関する確認書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」について、提出書類の内容が、要求水準書及び添付資料に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[事業の実施方針及び実施体制]

提案受付番号	
--------	--

(様式B-1)

事業実施体制・体制

提 案 内 容

事業を実施する上での目標・重視する点及び事業全体のマネジメント方策について記載してください。

提案受付番号

リスク管理・対応

提 案 内 容

①リスク管理体制、リスク分担、リスクが発生した場合の対応方法等について記載してください。

②保険の種類、保険者、被保険者、付保内容等について記載してください。記載方法は以下の表を参考にしてください。

<保険>

保険名		保険概要	
契約者			
被保険者			
補償額			
保険料	円/年		
保険期間			

※付保する保険の数に応じて、適宜記入欄を追加してください。

提案受付番号

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[資金調達及び収支計画]

提案受付番号	
--------	--

(様式B-3)

資金調達計画

提 案 内 容

● / ● ページ

資金調達計画に関して、

- ①資金調達の考え方
 - ②不足の資金需要に対する備え（内部留保、株主による支援等）等
- について記載して下さい。

※下記の添付様式の一部については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

添付様式

- (様式B-3-①) 資金調達計画書
- (様式B-3-②) 事業費の支払計画
- (様式B-3-③) 資金収支計画
- (様式B-3-④) 初期投資計画
- (様式B-3-⑤) 事業費内訳書
- (様式B-3-⑥) 工事費内訳書
- (様式B-3-⑦) 歩掛見積書

提案受付番号

資金調達計画書

1. 資金調達の概要について

表①：資金調達の概略

単位：千円

自己資金	調達形態	出資者名	●● (株)	▲▲ (株)	■ ■ (株)	(株) ◆◆	合計
	資本金	出資者分類		代表企業	構成企業	構成企業	その他
出資形態							—
出資金額							
(調達割合)			%	%	%	%	%
株主劣後 ローン	融資金額						
	(調達割合)		%	%	%	%	%
その他	金額						
	(調達割合)		%	%	%	%	%
外部借入等	調達形態	資金調達先	〇〇銀行	△△銀行			合計
	優先ローン	融資金額					
		(調達割合)		%	%	%	%
	社債等 その他	金額					
(調達割合)			%	%	%	%	%

表②：外部借入等の借入条件の概略

単位：千円

調達形態	資金調達先	調達額	金利	調達時期	返済方法 返済期間	備考
優先ローン	〇〇銀行					
	△△銀行					
社債等 その他						
株主 劣後ローン						

◆備考

- ※1：出資者分類は、①代表企業、②構成企業、③その他の区分を記載すること。
- ※2：出資形態において、普通・優先株式等の優先劣後構造を想定されている場合は、その分類を記載すること。
- ※3：株主による劣後ローン等の調達手法を用いる場合は、借入条件を表②に記載すること。
- ※4：調達割合は、資金需要額総額に対する割合を記載すること。
- ※5：外部借入における資金調達先については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。また、これ以外に入札書類の提出時点で決定又は想定しているものについては、可能な範囲で記載すること。
- ※6：調達金利については、基準金利等及び利ざや（スプレッド）に区分し、基準金利等については、変動・固定等の別等についても記入すること。
- ※7：設計・工事期間と維持管理期間の調達条件が異なる場合には、各々の借入についてその条件を記載すること。
- ※8：金額は千円未満切り捨て、調達割合の算出に当たっては、小数点第1位までとし、2位以下は切り捨てること。

2. 割賦金利（提案金利）について

（1）割賦金利について

割賦金利：基準金利 % + スプレッド % = %

- ※ 割賦金利は、元利均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して算定すること。
- ※ 契約に際しての基準金利は、平成 34 年 3 月 31 日（引渡し予定日）の 2 営業日前の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページ（又はその後継もしくは代替ページ）に掲載されている 6 箇月 LIBOR ベース 10 年物（円/円）金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を 0% とする。

（2）割賦金利の概説

※ 割賦金利の設定条件等についての説明を簡潔に記入してください。

事業費の支払計画

件名： 東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

(単位：円)

区 分	実 額
入札金額 (1 + 2 + 3)	※2
1. 設計及び工事業務のサービス対価	
① 施設費	
② 割賦手数料 (割賦金利： %)	
2. 維持管理業務のサービス対価※1	
3. その他の費用	

- ◆備考
- 1 提案の内容に基づき、事業期間中の総見積り額を記入すること。
 - 2 各金額には消費税等相当額を含めないこと。
 - 3 ※1には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること。
 - 4 ※2に記載する額が、入札書(様式A-4)に記入する入札金額となり、この金額を価格評価点算定に用いる。
 - 5 入札価格の区分は、入札説明書の添付6によること。

(様式B-3-② 別表)

別表① 設計及び工事・工事監理業務のサービスの対価の内訳

(単位：円)

支払時期	㉞割賦原価	㉟消費税及び 地方消費税 相当額	㊱割賦手数料 (非課税)	㊲税抜計 (=㉞+㊱)	㊳税込計 (=㉞+㉟+㊱)
平成 34 年 4 月					
平成 35 年 4 月					
平成 36 年 4 月					
平成 37 年 4 月					
平成 38 年 4 月					
平成 39 年 4 月					
平成 40 年 4 月					
平成 41 年 4 月					
平成 42 年 4 月					
平成 43 年 4 月					
平成 44 年 4 月					
事業期間合計	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳

別表② 維持管理業務のサービス対価の内訳

(単位：円)

支払時期	㊦維持管理費	㊧消費税及び 地方消費税相当額	㊨税込合計 (=㊦+㊧)
平成 34 年 4 月			
平成 35 年 4 月			
平成 36 年 4 月			
平成 37 年 4 月			
平成 38 年 4 月			
平成 39 年 4 月			
平成 40 年 4 月			
平成 41 年 4 月			
平成 42 年 4 月			
平成 43 年 4 月			
平成 44 年 4 月			
事業期間合計	㊦	㊧	㊨

別表③ その他の費用の内訳

(単位：円)

支払時期	㊩その他費用	㊪消費税及び 地方消費税相当額	㊫税込合計 (=㊩+㊪)
平成 34 年 4 月			
平成 35 年 4 月			
平成 36 年 4 月			
平成 37 年 4 月			
平成 38 年 4 月			
平成 39 年 4 月			
平成 40 年 4 月			
平成 41 年 4 月			
平成 42 年 4 月			
平成 43 年 4 月			
平成 44 年 4 月			
事業期間合計	㊩	㊪	㊫

事業年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	
損益計算書																
売上	営業収入															
	国からの収入															
	施設整備費相当分															
	施設費(割賦元本)															
	割賦手数料															
	維持管理費相当分															
	その他費用相当分															
費用	営業費用															
	維持管理費															
	その他費用 ※可能な限り詳細に															
	保険料															
	監査費用															
	割賦原価の繰延償却															
	減価償却費 ※SPC所有資産がある場合															
営業外損益																
	営業外収入															
	営業外収入															
	営業外費用															
	支払利息 ※資金調達別に記入															
経常損益																
特別損益																
	特別利益															
	特別損失															
税引前当期利益																
法人税等																
税引後当期利益																
当期末処分利益/未処理損失																
法定準備金繰入																
配当																
次期繰越利益/損失																
資金収支計画																
資金需要																
	投資															
	税引後当期損失															
	借入金返済															
	配当金															
	その他															
資金調達																
	出資金															
	借入金															
	税引後当期利益															
	割賦売掛金の取り崩し															
	減価償却費 ※SPC所有資産がある場合															
	その他															
資金過不足																
期末累積資金残高																
借入金残高																
期首残高																
借入額																
返済額																
期末残高																
【資本の部】(期末残高)																
資本金																
法定準備金																
剰余金																
資本の部計																
参考指標																
PIRR(税引き後)																
配当IRR																
DSCR																
国の支払う対価																
	施設整備費相当															
	維持管理費相当															
	その他費用相当															
合計(消費税抜き)																
合計の現在価値																

◆備考
 ※1: 本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載して下さい。
 ※2: 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。
 ※3: 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載して下さい。
 ※4: 損益計算書の費用の「その他費用」に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。
 ※5: 原則としてA3一枚に記載して下さい。
 ※6: 現在価値の算出においては、割引率2.6%を用い、本施設の完成・引渡し日を基準日とし、平成34年度の支払いから割り引いて計算してください。
 ※7: 本様式は、Microsoft Excelを使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。
 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

◆参考指標の算定方法
 ・PIRRの算定については、次の算式を用いること。

$$PIRR(税引後) = \frac{\text{各期における(税引後当期損益} + \text{割賦原価} + \text{借入金利息} - \text{投資額})}{\text{事業期間にわたる現在価値の合計額が}0\text{になる割引率を算定する。}}$$

 ・DSCRの算定については、次の算式を用いること。

$$DSCR = \frac{\text{当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額}}{\text{当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額}}$$

 ・配当IRRの算定については、次の算式を用いること。

$$\text{配当IRR} = \frac{\text{各期における(利益配当(清算配当含む)額} - \text{資本金による資金調達額})}{\text{事業期間にわたる現在価値の合計額が}0\text{になる割引率を算定する。}}$$

 ※なお、株主劣後ローンによる調達等で、内容的に資本金と同等に見なせるものは「資本金」に、その元利償還金等を「利益配当額」に含めて算定するものとする。

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計金額	算定根拠
初期投資費(割賦原価)							
I. 調査・設計							
1. 事前調査(試掘調査)							
2. 詳細設計							
3. 設計業務に係る調整業務							
4. その他上記の業務を実施するうえで必要な関連業務							
II. 工事							
1. 工事							
2. 工事監理							
3. 工事業務に係る調整業務							
4. その他上記の業務を実施するうえで必要な関連業務							
III. その他費用							

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	合計金額	算定根拠
維持管理費・その他費用																	
I. 維持管理費																	
1. 点検・補修業務																	
2. 台帳作成・管理業務																	
3. 維持管理業務に係る調整業務																	
4. その他上記の業務を実施するうえで必要な関連業務																	
II. その他費用																	

※割賦手数料の料率

基準金利	
利ざや	
合計	

<様式作成にあたっての注意事項>

- 注) 1. 設計費、工事費は、資金収支計画(様式B-3-③)、事業費内訳書(様式B-3-⑤)の合計値と整合させること。
2. 各業務について小区分毎に費用を分けられる場合は分けて記入すること。
3. 各年度は4月から翌3月までとすること。
4. 消費税等(地方消費税を含む。以下、同じ)を除いた額で記入すること。
5. 割賦手数料の料率については、基準金利及び利ざやに区分すること。
 入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定すること。
6. A3横書き1枚に記入すること。
7. ただし、積算根拠の説明については、必要に応じて別紙を追加して差し支えない。

■初期投資費

(単位:千円)

	合計		備考
	東石井地区	天山地区(横断管路部含む)	
I. 調査・設計			
1. 事前調査(試掘調査)			
1-1 直接工事費			
(1)準備工			
(2)試掘工			
(3)規制費			
(4)材料費・処理費			
1-2 共通仮設費			
1-3 現場管理費			
1-4 一般管理費			
2. 詳細設計			
2-1 直接原価			
(1)地下構造物設計			
ア 電線共同溝詳細設計			
イ 橋梁添架設計(天山橋)			
ウ 道路照明施設詳細設計			
エ 交差点照明施設詳細設計			
オ 信号・標識等共架詳細設計			
カ 照明柱基礎設計			
(2)共通			
ア 打合せ等			
イ その他(照査技術者による報告)			
ウ 公開用成果品作成			
(3)直接経費			
2-2 その他原価			
2-3 一般管理費等			
3. 設計業務に係る調整業務(設計マネジメント)			
3-1 直接原価			
(1)地下構造物設計			
(2)共通			
(3)直接経費			
3-2 その他原価			
3-3 一般管理費等			
4. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務			
II. 工事			
1. 工事			
1-1 直接工事費(本工事費)			
(1)仮設工			
(2)舗装版撤去工			
(3)構造物撤去工			
(4)開削土工			
(5)電線共同溝工			
ア 管路工(管路部)			
イ プレキャストボックス工(特殊部)			
(6)付帯設備工			
(7)舗装工			
(8)区画線工			
(9)道路付属施設工			
(10)支障物移設工			
(11)連系設備に関する委託費			
1-2 共通仮設費			
(1)共通仮設費			
(2)その他共通仮設費(率計上)			
1-3 現場管理費			
1-4 一般管理費等			

■維持管理費・その他費用

(単位:千円)

事業年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	
I. 維持管理費																
1. 点検・補修業務																
1-1 維持管理工事																
(1) 直接工事費																
ア 巡視・巡回工																
(ア) 道路巡回工																
(イ) 直接経費																
イ 補修・修繕工																
(2) 共通仮設費																
(3) 現場管理費																
(4) 一般管理費等																
1-2 定期点検業務																
(1) 直接原価																
ア 地盤変動影響調査																
(ア) 計画準備																
(イ) 定期点検																
(ウ) 信頼性の評価																
(エ) 点検記録表の作成																
(オ) 報告書作成																
イ 共通																
(ア) 共通(打合せ等)																
(イ) 公開用成果品																
ウ 直接経費																
(4) その他原価																
(5) 一般管理費等																
2. 台帳作成・管理業務																
1-1 直接原価																
(1) 電線共同溝管理台帳作成																
ア 作業計画																
イ 入溝状況調査(トラフ部)																
ウ 電線共同溝管理図面作成																
エ 電線共同溝管理台帳作成																
(2) 共通																
ア 共通(打合せ等)																
イ 公開用成果品																
(3) 直接経費																
1-2 その他原価																
1-3 一般管理費等																
3. 維持管理業務に係る調整業務(維持管理マネジメント)																
1-1 直接原価																
(1) 地下構造物設計																
(2) 共通																
(3) 直接経費																
1-2 その他原価																
1-3 一般管理費等																
4. その他上記の業務を実施するうえで必要な関連業務																

・消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。
 ・A3横書きで各年の想定される支出を記入して下さい。

(単位:千円)

項目	年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	
II. その他費用																	
1. SPC運営費	人件費																
	諸経費																
	消耗品費																
	エージェント フィー																
	その他																
	小計																
2. 保険料	諸経費																
	その他																
	小計																
維持管理業務契約履 行保証保険	諸経費																
	その他																
	小計																
維持管理業務業者賠 償責任保険	諸経費																
	その他																
	小計																
3. 監査費用	諸経費																
	その他																
	小計																
4. その他上記の業務を 実施するうえで必要な 関連業務	人件費																
	諸経費																
	消耗品費																
	その他																
	小計																

- ・消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。
- ・A3横書きで各年の想定される支出を記入して下さい。

歩掛見積書

見積もり単価表 第〇〇号	〇〇〇〇工〇〇〇〇				100m 当たり単価表
種別	細別	規格	単位	数量	備考
労務	土木一般世話役		人		
	普通作業員		人		
材料			個		
			基		
機械			h		単価表△△号による

- 注) 1. 求めた作業毎に上記単価形式で歩掛作成すること。
2. 機械経費等内訳が存在する場合は、別で単価表形式で作成すること。
3. 事業費内訳書(様式B-3-⑤)等と整合させること。

(様式B-4)

財務・資金管理計画

提 案 内 容

● / ● ページ

提案受付番号

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[設計業務に関する事項]

提案受付番号	
--------	--

(様式C-**) 【様式 No.を記入して下さい】

設計業務に関する事項

【項目名を記載して下さい。】

● / ● ページ

提案受付番号

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[工事業務に関する事項]

提案受付番号	
--------	--

(様式D-**) 【様式 No.を記入して下さい】

工業務に関する事項

【項目名を記載して下さい。】

● / ● ページ

提案受付番号

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[維持管理業務に関する事項]

提案受付番号	
--------	--

(様式E-**) 【様式 No.を記入して下さい】

維持管理業務に関する事項

【項目名を記載して下さい。】

● / ● ページ

提案受付番号

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[事業スケジュール]

提案受付番号	
--------	--

(様式F-2)

工 事 業 務 に 関 す る 工 程 表 (○年度)																											
項 目	単 位	数 量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
工程管理に係わる技術的所見																											

- 注) 1. 年度毎に1枚ずつ作成すること。
2. 施設整備に関する全体工程計画(様式F-1)と整合させること

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

提案書

[基礎項目チェックシート]

提案受付番号	
--------	--

(様式G-1) 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

- ・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No (複数可) を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

項目等	確認事項	様式 No	応募者 確認
第1 総則			
9. 遵守すべき法令等	<p>事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。</p> <p>ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p> <p>イ) 道路法</p> <p>ロ) 無電柱化の推進に関する法律</p> <p>ハ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法</p> <p>ニ) 道路交通法</p> <p>ホ) 建築基準法</p> <p>ヘ) 建設業法</p> <p>フ) 水道法</p> <p>ク) 下水道法</p> <p>コ) 電気事業法</p> <p>サ) 電気通信事業法</p> <p>シ) ガス事業法</p> <p>ス) 騒音規制法</p> <p>セ) 振動規制法</p> <p>ソ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>タ) 労働基準法</p> <p>チ) 労働安全衛生法</p> <p>ツ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>テ) エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>ト) 資源の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>ニ) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）</p> <p>ロ) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</p> <p>ス) その他関連する法令等</p>		
10. 秘密の保持	<p>事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、四国地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。</p>		
11. 適用基準	<p>本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるもの他、以下に掲げる基準等を適用すること。</p> <p>なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。</p> <p>また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。</p> <p>ア) 四国地方整備局「土木設計業務等共通仕様書 平成29年3月」</p> <p>イ) 四国地方整備局「測量業務共通仕様書 平成29年3月」</p> <p>ロ) 四国地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書 平成29年3月」</p> <p>ハ) 四国地方整備局「用地調査等共通仕様書 平成29年3月」</p> <p>ニ) 四国地方整備局「土木工事共通仕様書 平成29年3月」</p> <p>ホ) 四国地方整備局「土木工事設計便覧(案) 平成27年9月改定版」</p> <p>ヘ) 四国地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値 平成29年3月」</p> <p>フ) 四国地方整備局「電線共同溝設計マニュアル 平成12年3月」</p> <p>ク) 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書 平成29年3月」</p> <p>コ) 建設電気技術協会「光ファイバーケーブル施工要領・同解説 平成22年版」</p> <p>サ) 四国地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver.2 平成15年4月」</p>		
12. 諸条件 (4) 既存ストックの活用	<p>既存ストック（既設管）を活用する場合は、詳細設計を実施する段階において、事前にその適否を関係機関に確認のうえ、四国地方整備局と協議し、決定するものとする。</p>		
13. 業務の監視	<p>四国地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。</p>		
14. 関係機関協議会の設置	<p>四国地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、四国地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。</p>		
15. 事業期間終了時の水準	<p>事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を四国地方整備局に提供する等、事業の引継</p>		
16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	<p>ア) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</p> <p>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>イ) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により四国地方整備局に報告すること。</p> <p>ロ) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>ハ) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、四国地方整備局と協議を行うこと。</p>		
第2 設計業務			
1. 基本事項			
(1) 一般事項	<p>本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。</p> <p>本業務の履行にあたっては、第1 11. 適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(13)留意事項に示すとおりとする。</p> <p>なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。</p>		
(2) 業務の条件	<p>ア) 事業者は、設計業務の遂行にあたり、四国地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>イ) 事業者は、四国地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。</p> <p>ロ) 四国地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。</p> <p>ハ) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を四国地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを四国地方整備局に提出するものとする。</p> <p>ニ) 関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。</p> <p>ホ) 電線共同溝整備路線の指定に係る基礎資料の作成を行い、交通管理者との協議資料として提出すること。詳細については四国地方整備局の指示に従うこととする。</p> <p>フ) 四国地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、四国地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。</p>		
(3) 業務期間	<p>設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。</p> <p>なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め四国地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。</p>		
(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	<p>事業者は、設計業務の管理技術者、調査技術者及び担当技術者を配置すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。</p>		

(様式G-1) 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

- ・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No (複数可) を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

項目等	確認事項	様式 No	応募者 確認
(5) 提出書類	事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、四国地方整備局に提出し確認を得るものとする。 なお、設計業務に係る書類の提出は、土木設計業務等共通仕様書に準拠すること。 事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、四国地方整備局に提出し確認を得るものとする。 7) 設計業務計画書(組織体制を含むもの) 4) 設計業務工程表(詳細設計、各種申請手続及び四国地方整備局との調整の工程) 6) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届(経歴書を添付のこと)		
① 業務着手前	事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、四国地方整備局に提出し確認を得るものとする。 7) 設計業務計画書(組織体制を含むもの) 4) 設計業務工程表(詳細設計、各種申請手続及び四国地方整備局との調整の工程) 6) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届(経歴書を添付のこと)		
② 業務完了時	事業者は、設計業務終了時に以下の書類を四国地方整備局に提出すること。四国地方整備局は内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求も含む。)を通知する。 7) 確認結果報告書(要求水準書との整合チェック) 4) 確認結果報告書(事業提案書との整合チェック) 5) 設計業務完了報告書 1) 設計業務成果引渡書		
(6) 設計図書の提出	7) 事業者は、工事着手予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を四国地方整備局に提出し、事業者に設計図書の内容を説明させ、四国地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、四国地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。 (表-2 設計図書及び内容一覧表 参照) 4) 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)(国土交通省)」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で正副2部提出する。 5) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 6) 土工数量は、マスカープの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。 7) 設計図面の作成方法は、「CAD製図基準(案)」に準拠して行うものとする。 8) とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル2010形式で保存登録したものを提出するものとする。 9) 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報-土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。 10) 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第1209条(設計業務の条件)の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書(建設リサイクルガイドラインによる)を作成するものとする。 11) 公開用成果品の作成にあたっては、四国地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、四国地方整備局と協議のうえ、決定する。		
(7) 資料の貸与及び返却	設計業務に必要な以下の資料を貸与する。 7) 平成28年度 松山管内電線共同溝設計業務 報告書(以下「H28年度予備設計報告書」という。)		
(8) 設計協議	設計業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を 7) 主要段階での打合せ(実施時期は適宜) ① 業務計画書作成時(業務着手時) ② 関係機関等協議着手前 ③ 工事発注計画時 要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。 4) 成果完成時の打合せ		
(9) 土地への立ち入り等	植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。		
(10) 既存施設の所有者からの同意	事業対象区域において占有者が所有する管路・マンホール(電力、通信、上水道、下水道)等の既存施設(以下「既存ストック」という)を活用する場合は、占有業者より同意を得ることとする。 なお、本施設の整備に当たって、事業者が詳細設計において既存ストックを活用しない設計にする場合、事業者は既存ストックの占有業者より設計変更について同意を得ることとする。 本事業における「主たる業務」は土木設計業務等共通仕様書第1128条(再委託)1項に規定するものとする。		
(11) 再委託			
(12) 合同現地踏査	本事業は、必要に応じて「合同現地踏査」を実施することができる。 「合同現地踏査」の実施を希望する場合は、四国地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、四国地方整備局と事業者との間で相互に確認する。 なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、四国地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。		
(13) 留意事項	事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに四国地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。 なお、設計の検討内容について、四国地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。		
2. 事前調査業務	事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。 詳細設計に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。 7) 「H28年度予備設計報告書」における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え、植樹帯の設置等の沿道状況を把握すること。 4) マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。 5) 歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。 7) 歩道部内は既設埋設物が輻輳しているとともに、埋設状況も不明であるため、「H28年度予備設計報告書」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。		
(1) 現地踏査			
(2) 試掘調査			
3. 詳細設計業務			
(1) 基本的な考え方	詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。 7) 詳細設計は、予備設計成果である「H28年度予備設計報告書」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。 4) 終点部においては、国道11号小坂5丁目地内の小坂地区電線共同溝特殊部終点と接続する計画とすること。 5) 官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱いについては、四国地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。 電線共同溝利用者が作成した配線計画図を基に、ケーブル束数、径などを区別別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。 7) 詳細設計においては、「H28年度予備設計報告書」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。 4) 電線共同溝入線完了後の道路復旧について以下の事項を四国地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。 ・ 景観整備における植樹の形態、街路灯の計画、舗装の形式 ・ 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項 7) 歩道部内は既設埋設物が輻輳していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。 5) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。 6) 松山市上水道および下水道は、電線共同溝整備と併せて管路の新設、老朽化に伴う布設替えを計画しているため、事前に本計画の内容を関係機関協議会等により把握し、詳細設計に反映すること。 8) 情報ボックス管路やNIT管路等の既存ストックの活用に関しては、NTTIによる入孔等を含めた既存ストック調査により活用の適否を確認し、関係機関と協議・調整を行ったうえで詳細設計に反映すること。 9) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、四国地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト削減を図ること。		
(2) 設計条件の整理			

(様式G-1) 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

- ・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No (複数可) を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

項目等	確認事項	様式 No	応募者 確認
(3) 電線共同溝			
1) 一般部			
① 共通	ア) 既存ストックの活用の際には、経済性、施工性等の比較検討および空管路条数、管路の敷設状況等を勘案したうえで、既存ストックの利用の適否を判断し計画すること。 イ) 東石井地区において、東側の歩道および第1車線には情報ボックス管路が整備済であることから、道路管理者用通信系管路として活用すること。 ウ) 天山地区において、情報ボックス管路は整備済であることから、道路管理者用通信系管路として活用すること。 エ) 天山地区の小坂跨線橋区間の上空を横断している架線の取扱いについては、四国地方整備局及び占用者と協議し事業者が調整を行うこと。		
② 電力系管路	天山地区においては、予備設計時に四国地方整備局と四国電力との協議が行われているため、設計時にその協議内容を確認すること。 地上機器については、「H28年度予備設計報告書」成果を基に事業者との調整を図り、地上機器構造及び設置位置を決定すること。 なお、地上機器は、トランスを照明柱に共架するソフト地中化タイプを基本とすること。また、景観に配慮した設計を行うこと。		
2) 特殊部			
3) 連系・引込部			
① 共通	連系管、引込管の要望を確認し、管径、条数及び特殊部への取付けの可否等必要な資料に基づき調整を行うこと。具体的には、連系管・引込管がある場合は、占用予定者に配線計画図への記入を求め、配線計画図を基に管径・条数を整理し、占用予定者と協力して、設計及び施工における実施者・時期・範囲等の調整を行うものとする。		
② 連系管	連系管路の立上り位置調整と、四国地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系管に関する調整を行う。なお、連系管を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。		
(4) その他			
1) 照明施設等			
① 共通	ア) 安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明施設を設置すること。ただし、天山交差点～小坂交差点間の小坂跨線橋については、照明設備設計の対象区間から除外するものとする。 イ) 本事業の対象区間道路においては、道路照明(連続照明)及び交差点照明に関する詳細設計を実施すること。 ウ) トランスを照明柱に共架させることも考慮して、照明設計を行うこと。		
② 道路照明	ア) 東石井地区においては、既設歩道橋の照明を、LED照明に更新すること。		
4. 設計業務に係る調整業務	事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について四国地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。		
(1) 業務計画	事業者は、調整業務(設計段階)実施にあたり、次の(2)から(7)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。		
(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等	事業者は、地域住民及び地権者に対して事業(設計)説明会を実施し、内容に対して同意を得よう努めなければならない。説明対象者と周知方法については四国地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。 なお、説明会の周知方法については、四国地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。		
(3) 支障物件等調査及び移転協議	事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。		
(4) 家屋調査、地下水(井戸水)調査等	なお、占有者等への協議は事前に協議内容を四国地方整備局と協議した上で行うものとする。 家屋調査については、「用地関係業務請負基準(平成27年3月24日改正)」の「地盤変動影響調査算定要領」に基づき行うものとする。実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。 事業者は、道路端から本工事影響範囲と想定される住民及び地権者を対象として、家屋調査及び地下水(井戸水)調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。 井戸水調査においては、井戸の使用目的と使用量、水位を調査することとし、実施時期は、工事着手1年前から工事完成1年後までとする。		
(5) 入線業者等との電線共同溝の協議	事業者は、詳細設計について、下記に挙げる入線業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。 愛媛県警察 松山市 松山市公営企業局 四国電力株式会社 西日本電信電話株式会社 STNet KDDI 愛媛CATV 四国ガス株式会社		
(6) 入線業者等と引込管及び連系管の協議	事業者は、詳細設計にあたり、前項の入線業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込管、連系管の同時施工について、調整を行うこと。 なお、引込管と連系管に係る費用については、四国地方整備局と協議して決定する。		
(7) 道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	事業者は、道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。		
第3 工事業務			
1. 基本事項			
(1) 一般事項	事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。 事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。 本業務の履行にあたっては、国土交通省四国地方整備局制定「土木工事共通仕様書平成29年3月」(以下「土木工事共通仕様書」という。))及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書(平成29年3月)」(以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。))に基づき実施するものとし、土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項(案)に、その内容を示す。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。		
(2) 業務の条件	事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。 ア) 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において四国地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 イ) 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。 ウ) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 エ) 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。 オ) 事業者は、四国地方整備局と協議のうえ、工事の着手前に工期を明示した施工計画書(工事全体工程表を含む)を作成し、四国地方整備局及び事業者との協議により定める日までに、四国地方整備局に提出するものとする。 カ) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。 キ) 事業者は、工事期間中、現場事務所にて工事記録を常備するものとする。 ク) 事業者は、四国地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。 ケ) 四国地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。 コ) 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを四国地方整備局に提出すること。 サ) 事業者は、工事着手前に、工事的目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、四国地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び「資料4 土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書」に対する特記及び追加仕様事項(案)に準拠すること。 シ) 事業者は、工事着手前に、施工管理計画及び施工管理担当者等を定めること。 ス) 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。		

(様式G-1) 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

- ・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No (複数可) を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

項目等	確認事項	様式 No	応募者 確認
(3) 業務期間	事業者は、平成34年3月頃までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め四国地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。		
(4) 現場代理人等	事業者は、現場代理人を設置するものとする。		
(5) 完成検査及び完成(引渡)検査	事業者による完成検査及び完成(引渡)検査は、以下に基づき実施すること。		
① 事業者による完成検査	7) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査(導通試験を含む)及び設備機器等の試運転等を実施するものとする。 8) 事業者による完成検査及び設備機器等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに四国地方整備局に書面で通知するものとする。		
② 完成(引渡)検査	9) 事業者は、前項の報告終了後、速やかに四国地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。 7) 四国地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成(引渡)検査を実施するものとする。 8) 完成(引渡)検査は、事業者の立会いのもとに実施する。 9) 完成(引渡)検査は、四国地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施す 1) 事業者は、四国地方整備局の行う完成(引渡)検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容については是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成(引渡)検査時の手続きと同様とする。 2) 事業者は、四国地方整備局による完成(引渡)検査後、是正・改善事項がない場合には、四国地方整備局から完成(引渡)検査完了の通知を受けるものとする。		
(6) 工事完成図書の提出	7) 事業者は、完成(引渡)検査時に電子成果品とチェックリストを四国地方整備局に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。本工事は、道路工事完成図等作成のうち道路施設基本データ作成の対象工事である。 8) 事業者は、四国地方整備局による完成(引渡)検査の通知に必要な完成図書を土木工事共通仕様書に準拠して提出すること。加えて、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。また、事業者は、これら一連の書類について、事業期間を通じて保管・管理すること。 9) 完成図書の提出時の体裁、部数等については、別途四国地方整備局の指示するところによる。		
(7) 中間技術検査	四国地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。		
(8) 打合せ	工事業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなけ なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。		
2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物及び既存の電柱・電線・歩道(舗装・緑石含む)・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うこと。なお、既存支障施設には共架設備(信号・標識等)を含む。業務実施に際しては、事業者は以下の事項に留意すること。 7) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断面を作成し、占有者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。 8) 事業者が行う信号・標識等の移設に当たっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。 9) 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。		
3. 工事監理業務	事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書(業務月報)を四国地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、四国地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書(業務月報)の提出開始時期は、四国地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。		
4. 本施設の所有権移転業務	事業者は、四国地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。		
5. 工事業務に係る調整業務	事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について四国地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものと事業者は、調整業務(工事段階)実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。		
(1) 業務計画	工事業務における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。		
(2) 工事期間における規制箇所等調整	隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。なお、以下について留意して工事を行うこと。 ・緑石の位置と外側縁の位置は、四国地方整備局が交通管理者と協議して決定するものとする。 ・歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、四国地方整備局が負担するものとする。		
(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整	事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第2.4.(2)に準じるものとする。		
(4) 地元に対する工事説明会			
第4 維持管理業務			
1. 基本事項			
(1) 一般事項	事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。 事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「資料5 土木設計業務等共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項(案)」、「資料6 四国地方整備局電線共同溝管理規程(案)」及び「資料7 電線共同溝管理台帳作成要領」にも準拠すること。 7) 点検・補修業務 8) 台帳作成・管理業務 9) 維持管理業務に係る調整業務		
(2) 業務期間	維持管理業務の期間は、事業者が国に共同溝を引渡した日(平成34年3月頃)より、平成44年3月末日までとする。		
(3) 業務実施体制			
1) 業務実施の体制	事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、四国地方整備局に通知すること。 また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を四国地方整備局と協議のうえ確立すること。		
2) 業務従事者の要件等	事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。		
(4) 提出書類	事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、四国地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ四国地方整備局と協議して定めること。 事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。 事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。 また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。 ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合 ・四国地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合 (表-3 業務計画書と提出時期 参照)		
1) 業務計画書			
2) 業務報告書	事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、四国地方整備局へ提出し、確認を受けること。		
3) その他の業務報告	事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに四国地方整備局に報告すること。また、四国地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。		

(様式G-1) 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

- ・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No (複数可) を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

項目等	確認事項	様式 No	応募者 確認
(5) 業務の実施	事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。		
1) 苦情等への対応	事業者は、市民や電線共同溝利用者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに四国地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を四国地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、四国地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等(地域住民等からの苦情等)を受けた場合、速やかに四国地方整備局に報告し、対応について協議すること。		
2) 想定外の事態への対応	事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。		
3) 災害時・非常時の対応	火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。火災、防犯等の警報装置が発報した場合は、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行		
4) 危険物・火気の取扱	事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に四国地方整備局の承諾を得ること。		
(6) 維持管理関連貸与図面等	事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、四国地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理する		
(7) 打合せ	維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 1) 業務計画書作成時 初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。 2) 業務報告書提出時 3) 抜柱、入線等の調整のための協議時(実施時期は適宜)		
2. 点検・補修業務			
(1) 一般事項	点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。 点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。 なお、補修及び対応に関する費用負担については四国地方整備局と協議すること。		
(2) 要求水準	ア) 事業者は、イ)及びウ)の点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、四国地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。 イ) 日常点検は、特殊部の鉄蓋を車上からの目視点検を2日に1回程度実施すること。なお、破損を見つけた場合には、蓋の取替えを行うこと。 ロ) 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。 エ) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。		
(3) 特記事項			
1) 点検	四国地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、四国地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、四国地方整備局と協議の上補修を行うこと。		
2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応	災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに四国地方整備局に報告すること。		
3) 応急措置	点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。		
3. 台帳作成・管理業務			
(1) 一般事項	台帳作成・管理業務は、本施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする		
(2) 要求水準	ア) 事業者は、入線完了後に入線状況を確認し、土木設計業務等共通仕様書及び「資料7 電線共同溝管理台帳作成要領」に基づき、東石井地区及び天山地区「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。 イ) 事業者は、電線共同溝の工事完成図書を整理し、道路管理者が電線共同溝幹線管路を管理するための幹線管路平面図を作成すること。 ロ) 事業者は、道路管理者が連系管路(設備)全体を管理するための連系管路(設備)平面図を作成すること。なお、連系管路(設備)平面図は、立上柱までの連系管路(設備)孔数、延長をとりまとめたものとする。 エ) 事業者は、道路管理者が引込管路全体を管理するための引込管平面図を作成すること。なお、引込管平面図は、電線共同溝本体より車道側、民地への引込管路孔数、延長をとりまとめたものとする。 オ) 事業者は、道路管理者が特殊部を管理するための特殊部詳細図を作成すること。なお、特殊部詳細図は、管路の取付位置、孔数、配列、入線状況、電線管理者区分、管種、管径諸元、収容ケーブル諸元、収容ケーブル棚配置区分をとりまとめたものとする。		
(3) 特記事項			
1) 管理台帳の作成	事業者は、電線共同溝管理台帳作成要領に基づき、以下の資料を作成すること。 ア) 位置図 イ) 管理平面図 ロ) 幹線管路系統図 エ) 特殊部詳細図 オ) ハンドホール管理平面図 カ) ハンドホール側面図・入線状況一覧表 キ) 引込管管理図・引込管一覧表 ク) 連系管路管理図・連系管路一覧表 ケ) ハンドホール鍵保管一覧表		
2) 管理台帳の更新	事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占有者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占有予定の電線共同溝利用者と協議し、台帳を更新すること。また、事業者は、電線共同溝利用者が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び電線共同溝利用者から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。		
4. 維持管理業務に係る調整業務			
(1) 一般事項	本業務は、電線共同溝利用者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。		
(2) 業務計画	事業者は、調整業務(維持管理段階)実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。		
(3) 要求水準			
1) 協議・調整	事業者は、本施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、電線共同溝利用者等と必要な協議・調整を行うこと。 事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、電線共同溝利用者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜四国地方整備局に報告を行うこと。 事業者が行う管路利用の管理とは、電線共同溝利用者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。 なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい工事後に行う連系設備、入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備の整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、電線共同溝利用者及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を四国地方整備局と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務は四国地方整備局と電線共同溝利用者で直接行う。 なお、連系設備の整備や抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施前年度に四国地方整備局と協議を行うこと。 (表-5 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表 参照)		
2) 業務の範囲			
3) 連絡・報告	事業者は、電線共同溝利用者及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、四国地方整備局に連絡・報告を行うこと。		

4) 貸与資料申込時の提出書類

守秘義務の遵守に関する誓約書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

商号又は名称
所在地
代表者氏名

印

国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）から、平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」の応募を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、入札説明書に定められた貸与資料の貸与を受けることを希望するため、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（守秘義務の誓約）

当社は、四国地方整備局の許可なく、貸与資料を本目的以外の目的で使用しないとともに、他に開示、漏洩しないことを約束します。

第2条（善管注意義務）

当社は、貸与資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第3条（複写・複製）

当社は、貸与資料を複写・複製しようとする場合、事前に四国地方整備局の承諾を得ることを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

貸与資料のうち個人情報に該当するものについては、法律、条例等（以下「法令等」という。）で認められる範囲内でのみ利用または保持し、法令等により要求される適切な管理を行うことを約束します。

第5条（義務の存続）

本書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより四国地方整備局に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

- 四国地方整備局から提出又は開示を受けた守秘義務対象開示資料は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合、その写しを含めすべて速やかに破棄することを約束します。
- 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を

義務づけられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等とその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

- 3 当社は、前2項の規程に基づき守秘義務対象開示資料を破棄したときは、四国地方整備局に対し、その旨報告します。

(様式3-2)

平成 年 月 日

貸 与 資 料 申 込 書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]
所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

※連絡先 担当者氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail

平成29年10月31日付で公告のあった東石井・天山地区電線共同溝PFI事業に係る関係資料の提供を下記の通り申し込みます。提供された関連資料を東石井・天山地区電線共同溝PFI事業に係るもの以外の目的で使用しないことを誓約します。

記

1. 貸与希望日

平成 年 月 日

注) 1. 本様式を、申込期限までに、持参、郵送又は FAX (着信確認を行うこと) 願います。

破棄義務の遵守に関する報告書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]
所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

当社は、今般、四国地方整備局から平成29年10月31日付で入札公告のありました東石井・天山区電線共同溝PFI事業に係る事業者の選定における応募を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする貸与資料の貸与を受けましたが、【 】作成による別添平成【 】年【 】月【 】日付「守秘義務の遵守に関する誓約書(写)」第7条に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

破棄完了日	
破棄方法	

以上

5) 入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

(様式3-4)

平成 年 月 日

質 問 書

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

商号又は名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

印

連 絡 先 電 話

FAX 番号

E-mail

東石井・天山地区電線共同溝PFI事業に係る入札説明書等に関して以下の質問がありますので提出
します。

入札説明書に関する質問書

商号又は名称	
--------	--

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容
(記載例)	1	第1	1	(1)			〇〇〇
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

注) 1. 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

事業契約書(案)に関する質問書

商号又は名称						
No.	頁	項目名	条	項	号	内容
(記載例)	1	総則	1	1		〇〇〇
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

注) 1. 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(様式3-7)

平成 年 月 日

要求水準書に関する質問書

商号又は名称							
No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容
(記載例)	1	1章	1節	1			〇〇〇
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

注) 1. 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(様式3-8)

平成 年 月 日

様式集及び記載要領に関する質問書

商号又は名称				
No.	頁	様式番号	様式名	内容
(記載例)	1	1		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

注) 1. 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

事業者選定基準に関する質問書

商号又は名称						
No.	頁	項目名	条	項	号	内容
(記載例)	1	用語の定義	1	1	1	〇〇〇
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

注) 1. 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

基本協定書(案)に関する質問書

商号又は名称						
No.	頁	項目名	条	項	号	内容
(記載例)	1	目的	1			〇〇〇
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

注) 1. 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

6) 入札辞退時等の提出書類

(様式3-11)

平成 年 月 日

入 札 辞 退 届

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」について、競争参加資格確認申請書を提出しているところですが、下記の理由により入札辞退を申し出ます。

【入札辞退理由】

注) 1. 他の事業を落札したこと等により入札できなくなった場合は、落札した事業の発注機関名、件名、落札決定日を記載し、落札したことを証明する資料を添付すること。

構成企業等変更届

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 平井 秀輝 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成29年10月31日付で入札公告のありました「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」について、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しましたが、下記の理由により、別添のとおり構成企業【協力企業】を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る競争参加資格確認申請書及び関係書類を添え、構成企業等変更届を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること、またこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

注) 1. 【 】は、協力企業の場合に記載する。